

OCN マイページ利用規約【現改比較表】 2025年7月1日現在

～2025年6月30日

2025年7月 1 日～

[（令和5年7月1日現在）](#)

OCNマイページ利用規約

前文（略）

1（略）

2．本サービスをご利用いただけるのは、当社の「IP通信網サービス契約約款（OCN）」、「モバイルアクセスサービス契約約款」のご契約者またはご契約者の同意を得ているご家族の方、もしくは[エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ](#)株式会社の「電話等サービス契約約款」、「ファクシミリ通信網サービス契約約款」、「パケット交換サービス契約約款」に定めるサービスの個人のご契約者またはご契約者の同意を得ているご家族の方に限ります。

※[エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ](#)株式会社の「電話等サービス契約」等のご契約について、クレジットカード会社による市外通話料金割引サービスをご利用のお客さま等、異名義割引サービス(*)を契約されている場合はご利用いただけません。

*異名義割引サービスとは以下のサービスを指します。

- ・回線群を単位とする通話料金の月極割引(タイプ2)
- ・第二種電気通信事業者を割引選択代表回線の電話等利用契約者とする県間通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引
- ・メンバーズネット機能に係る通話料金の月極割引(定率型タイプ2)

3～6（略）

7．当社は、ホームページへの料金内訳の掲載、または[エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ](#)株式会社による「ご請求額お知らせメール」の送信や請求書の送付をもって、請求額等の通知を行ったものとみなします。

8～23（略）

[（令和7年7月1日現在）](#)

OCNマイページ利用規約

前文（略）

1（略）

2．本サービスをご利用いただけるのは、当社の「IP通信網サービス契約約款（OCN）」、「モバイルアクセスサービス契約約款」のご契約者またはご契約者の同意を得ているご家族の方、もしくは[NTTドコモビジネス](#)株式会社の「電話等サービス契約約款」、「ファクシミリ通信網サービス契約約款」、「パケット交換サービス契約約款」に定めるサービスの個人のご契約者またはご契約者の同意を得ているご家族の方に限ります。

※[NTTドコモビジネス](#)株式会社の「電話等サービス契約」等のご契約について、クレジットカード会社による市外通話料金割引サービスをご利用のお客さま等、異名義割引サービス(*)を契約されている場合はご利用いただけません。

*異名義割引サービスとは以下のサービスを指します。

- ・回線群を単位とする通話料金の月極割引(タイプ2)
- ・第二種電気通信事業者を割引選択代表回線の電話等利用契約者とする県間通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引
- ・メンバーズネット機能に係る通話料金の月極割引(定率型タイプ2)

3～6（略）

7．当社は、ホームページへの料金内訳の掲載、または[NTTドコモビジネス](#)株式会社による「ご請求額お知らせメール」の送信や請求書の送付をもって、請求額等の通知を行ったものとみなします。

8～23（略）

[附 則（令和7年6月4日OCX000600000429-01号）](#)

[（実施期日）](#)

[1 この改正規定は、令和7年7月1日から実施します。](#)